

登別市商談会等出展補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自社で開発又は製造した製品、技術及びサービスの販路拡大を図るために商談会、展示会、見本市等に出展する市内事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者をいう。
- (2) 登別ブランド推奨認定事業者 自社で開発又は製造する商品について、登別ブランド推進協議会から登別ブランド推奨品として認定を受けている市内事業者をいう。
- (3) 製品等 市内事業者が自社で開発又は製造した製品、技術及びサービスをいう。
- (4) 商談会等 原則として公益法人、任意の団体、協議会等で営利を目的としない団体が主催する一般消費者への販売を主たる目的としない商談会、展示会又は見本市をいう。ただし、一般消費者に対し直接に販売するものであっても、北海道産品に係るアンテナショップでの出展販売など企業間取引が図られる販売を含む。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内事業者、市内事業者のうち登別ブランド推奨認定事業者又は市内事業者で構成される任意のグループであって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登別市商談会等出展補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請する時点において、納期の到来したすべての市税等を完納している者であること。
- (2) 補助金の交付を申請する時点において、過去5年以内に次に掲げる補助金について、補助対象者の責めに帰すべき事由により交付の決定を取り消された者でないこと。

ア 本要綱に規定する登別市商談会等出展補助金

イ 登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成29年告示第77号）に規定する登別市店舗リフォーム補助金

ウ 登別市創業支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第76号）に規定する登別市空き店舗活用事業補助金

エ 登別市創業支援事業補助金交付要綱に規定する登別市事業所開設費補助金

- (3) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (4) 政治資金規正法（昭和23年7月29日法律第194号）第3条第1項に定める政治団体又は同法第3条第2項に定める政党又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。

(5) 宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）第2条に定める宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が製品等の販路拡大等を図るため商談会等に出展する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 出展料
- (2) 通信運搬費
- (3) 設備リース料
- (4) 旅費
- (5) 宿泊費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額等は、別表に掲げるものとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、登別市商談会等出展補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係る出展案内・パンフレット
- (4) 補助対象経費の額を確認できる書類
- (5) 出展する製品等に関する資料
- (6) 市税に係る納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付回数）

第8条 補助金の交付回数は、同一の申請者においては、初年度及び次年度の各一回に限るものとする。

2 同一の申請者が、新たに製品等を開発した場合は、前項の規定に関わらず、前条に定める交付の申請をすることができる。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条に定める交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、登別市商談会等出展補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、交付することが不相当と認められたときは、直ちに申請者に対し登別市商談会等出展補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、その旨通知しなければならない。

（補助対象事業の変更又は中止）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、登別市商談会等出展補助金変更申請書（別記様式第6号）を提出しなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りではない。

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、登別市商談会等出展補助金変更承認（不承認）兼変更交付決定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金額の確定）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内に登別市商談会等出展補助金実績報告書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) 補助対象事業に係る状況写真、開催プログラム等
- (4) 補助対象経費に係る支払いを証する書類の写し

2 市長は、前項に定める実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市商談会等出展補助金額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（届出事項）

第12条 交付決定者は、補助対象事業の完了前に事業所を移転又は廃止する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 事業施行方法等が不相当と認められるとき。

(3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第68号)

この告示は、平成29年4月5日から施行する。

附 則 (令和3年告示第64号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第63号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年告示第60号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分		補助金の額等
初年度	市内事業者	補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の額は補助対象事業1件当たり20万円を限度とする。ただし、本補助金を初めて申請する事業者の場合、補助率を4分の3以内とする。
	登別ブランド推奨認定事業者	補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助金の額は補助対象事業1件当たり20万円を限度とする。ただし、本補助金を初めて申請する事業者の場合、補助率を4分の3以内とする。
	市内事業者で構成される任意のグループ	補助率は補助対象経費の4分の3以内とし、補助金の額は補助対象事業一件当たり20万円を限度とする。
2年度	市内事業者	補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の額は補助対象事業1件当たり20万円を限度とする。ただし、本補助金を初めて申請する事業者で2年度目の場合、補助率を3分の2以内とする。
	登別ブランド推奨認定事業者	補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助金の額は補助対象事業1件当たり20万円を限度とする。
	市内事業者で構成される任意のグループ	補助率は補助対象経費の4分の3以内とし、補助金の額は補助対象事業一件当たり20万円を限度とする。

別記様式第1号（第7条関係）

登別市商談会等出展補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

所 在

申請者 名 称
氏 名

登別市商談会等出展補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係る出展案内・パンフレット
- (4) 補助対象経費が確認できる書類
- (5) 出展する製品等に関する資料
- (6) 市税に係る納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

事業計画書

商談会等名		
商談会等主催者		
実施場所		
実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容	出展商品	
	概要	
備考		

収支予算書

収入の部

単位：円

項目	決算額	備考（項目説明）
自己負担金		
市補助金		
合計		

支出の部

単位：円

項目	決算額	備考（項目説明）
出展料		
通信運搬費		
設備リース料		
旅費		
宿泊費		
合計		

様

登別市長

登別市商談会等出展補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、登別市商談会等出展補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

【注意事項】

- 1 補助対象事業が完了した日から30日以内に登別市商談会等出展補助金実績報告書（別記様式第8号）に必要書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、登別市商談会等出展補助金変更交付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければなりません。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りではありません。
- 3 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。
 - （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
 - （2）事業施行方法等が不相当と認められるとき。
 - （3）申請等に不正の行為があると認められるとき。
- 4 補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第5号（第9条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市商談会等出展補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、登別市商談会等出展補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第6号（第10条関係）

登別市商談会等出展補助金変更交付申請書

年 月 日

登別市長 様

所 在

申請者 名 称
氏 名

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた事業について、事業内容等
を変更したいので、登別市商談会等出展補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のと
おり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更内容
- 3 添付書類

別記様式第7号（第10条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市商談会等出展補助金変更承認（不承認）兼変更交付決定通知書

年 月 日付け登 第 号で交付を決定しました標記補助金について、登別市商談会等出展補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 審査結果 承 認 ・ 不承認
- 2 審査結果の理由
- 3 変更交付決定額
補助金の額を 円から 円に変更します。

備考

この決定通知書により、補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第8号（第11条関係）

登別市商談会等出展補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

所 在

申請者 名 称
氏 名

年 月 日付け登商第 号で補助金の交付決定を受けた事業は、年 月 日に
終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付額 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) 補助対象事業に係る状況写真、開催プログラム等
- (4) 補助対象経費に係る支払いを証する書類の写し

事業実績書

商談会等名				
商談会等主催者				
実施場所				
実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
事業 効 果	出展商品			
	概要			
	商談件数	件	うち商談成約件数	件
			うち商談継続件数	件
	名刺交換 件数	件		
	見積提出 件数	件		
	取引見込額	万円		
備考				

注 取引見込額については、決定している取引の金額や提出した見積もりの金額などによる概算額をご記入ください。

別記様式第10号（第11条関係）

収支決算書

収入の部

単位：円

項目	決算額	備考（項目説明）
自己負担金		
市補助金		
合計		

支出の部

単位：円

項目	決算額	備考（項目説明）
出展料		
通信運搬費		
設備リース料		
旅費		
宿泊費		
合計		

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市商談会等出展補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市商談会等出展補助金額について、登別市商談会等出展補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

- 1 本補助金額確定通知書を受けたときは、速やかに請求書を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求めることがあります。
 - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (2) 事業施行方法等が不相当と認められるとき。
 - (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。